

## 紀宝町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日改定

紀宝町長

紀宝町議会議長

紀宝町教育委員会

紀宝町選挙管理委員会

紀宝町監査委員

紀宝町公平委員会

紀宝町農業委員会

紀宝町水道事業管理者

紀宝町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、紀宝町長、紀宝町議会議長、紀宝町教育委員会、紀宝町選挙管理委員会、紀宝町監査委員、紀宝町公平委員会、紀宝町農業委員会、紀宝町水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、紀宝町特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づ

く特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、水道事業部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、水道事業部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

#### 【数値目標】

- (1) 令和7年度までに、一般行政職（事務）の受験者数に占める女性割合を、令和2年度の実績（28.6%）より引上げ、50%にする。
- (2) 令和7年度までに、採用者の女性割合を令和2年度実績（33.3%）より引上げ、50%にする。
- (3) 令和7年度までに、本庁係長級以上の女性職員の割合を少なくとも令和2年度の実績（14.8%）より引き上げ、20%以上にする。
- (4) 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上にする。
- (5) 令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、令和2年度の実績（9.3日）より10%以上引上げ、11日以上にする。

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、水道事業部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

## 【取組内容】

- (1) 令和3年度より、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介など、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。
- (2) 令和3年度より、女性職員を多様なポストに積極的に配置するとともに、課長級・課長補佐級・係長級の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- (3) 令和3年度より、出産を控えている全ての男女に対し、人事担当者から各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に関する助言を行う。
- (4) 令和3年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図るとともに、毎週水曜日のノー残業デーの取り組みを推進し、早期退庁を勧奨する。